第六号様式別表五の六記載要領2中「第27条の12の４第８項第３号又は第39条の46第８項第３号」を「第27条の12の４第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の46第11項第１号」に改め、「該当する場合」の次に「（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同表記載要領3中「該当する場合」を削り、同表記載要領3⑴中「又は」を「に掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法」に改め、「掲げる場合」の次に「に該当する場合（同令第39条の46第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同表記載要領3⑵を次のように改める。

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の46第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六号様式別表五の六記載要領3⑶を削り、同表記載要領4中「第39条の46第11項」を「第39条の46第14項」に、「同条第14項」を「同条第17項」に、「第27条の12の４第11項」を「第27条の12の４第14項」に改め、同表記載要領に次のように加える。

6　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉙」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

⑴　所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

⑵　非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

⑶　所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合